

様式第2号（第4条関係）

許 可 証

許可 第 69 号

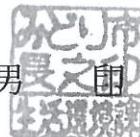
令和 5 年 4 月 26 日

住 所 邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号

氏 名 トネリサイクルシステム株式会社 代表取締役 川原和哉

TEL 0276-63-8245

みどり市長 須藤 昭男



令和5年4月5日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、みどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第13条の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地	邑楽郡大泉町西小泉二丁目3番17号
一般廃棄物処理業者名	トネリサイクルシステム株式会社 代表取締役 川原和哉
営業許可の期間	令和5年5月1日～令和7年4月30日
許可の範囲	収集運搬【ごみ】 <ul style="list-style-type: none"><li>・事業系一般廃棄物</li><li>・市で収集しない家庭系一般廃棄物</li></ul> <p>※ 積み替え及び保管を除く</p>

許可の条件

1. 関係法令、ならびに、みどり市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。
2. 当該業に係る他の市町村の許可を有している場合、みどり市での廃棄物運搬車への混載は行わないこと。
3. 使用車両の後面、及び両側面に社名を明確に表示すること。
4. 収集作業員の名札着用に努めること。
5. 毎月の収集実績を翌月の10日までに、市役所担当課へ文書報告すること。
6. 収集運搬作業に対して、付近住民より苦情等が発生した場合は、誠意をもって対処すること。